

## 新課程「移行期間」中の中学・高校入試に、 “前倒し・追加分”の出題も可！

中学・高校とも 22 年度入試から、履修内容を踏まえた出題範囲に。  
理数科目の「移行措置」内容は、全員履修により出題 OK。  
小学英語は数値の評価に馴染まず、出題の対象外に。

旺文社 教育情報センター 20 年 6 月

文科省は 6 月 13 日、小学校・中学校の学習指導要領の改訂(20 年 3 月 28 日改正告示)に伴う 21 年度からの「移行措置」に関する省令と告示を官報に公示した。

また、「移行措置」に関する文部科学事務次官通知『小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導について(通知)』を、都道府県・政令指定都市教育委員会等関係機関に通知し、学校現場等への周知徹底を図っている。

「移行措置」の内容は、基本的には 4 月 24 日に公表された「移行措置“案”」(約 1 ヶ月間の意見公募の結果、条件整備を中心に 414 件の意見集計)と同様であるが、算数・数学及び理科の移行期間中に加えて指導する内容について、表記上の修正が何点かあったという。

上記の「移行措置」通知には、移行期間中の中学・高校入試の対応についても明記されている。

\* 「移行措置」に関する資料は、文科省のホームページ(URL は下記参照)『新しい学習指導要領』に掲載されているので、参照されたい。移行期間中の授業時数、各教科等の移行措置の概略、各教科等の学習指導上の留意事項等が記載されている。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

今回の「移行措置」通知で新たに明記され、ポイントとなる「留意事項」と「関連事項」について、以下に太字でまとめた。また、★印の記載は、それぞれの解説である。

### <各教科等の学習指導上の「留意事項」について>

各教科等の指導に当たっては、「移行措置」の内容により、特に次の事項に留意すること。

1. 21 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件(小学校移行措置)、及び 21 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(中学校移行措置)により追加又は省略することとした内容(学年間で移行した内容を含む)について十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新学習指導要領の内容については、新学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

2. 移行期間中に新学習指導要領によることができることとされている教科において、実際に新学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保して指導が行われるようにすること。

3. 現行学習指導要領及び新学習指導要領において目標及び内容を複数学年まとめて示している教科については、特に、22 年度（中学校は 23 年度）の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、23 年度（中学校は 24 年度）の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分留意し、新学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
4. 算数・数学及び理科については、移行期間中に指導すべきとされている新学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。
5. 小学校における外国語活動については、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、23 年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。
6. 中学校における選択教科については、現行中学校学習指導要領第 1 章第 3 の 3 の規定に基づき、生徒選択を基本としているが、移行期間中から同規定の適用がなくなること。

★ 算数・数学及び理科の「移行措置」用補助教材は、国(文科省)が作成し、21 年度新学期までに各学校(全児童・生徒)に配布する予定だ。

#### <「関連事項」について>

移行期間中に実施する中学校及び高等学校の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、それぞれ小学校及び中学校における特例告示(移行措置)の内容に留意し、各学年で児童生徒が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。

また、20 年 3 月 28 日付の通知(小・中学校学習指導要領改正告示)の「2. 留意事項」の(2)を踏まえ、23 年度以降に実施する中学校の入学者選抜及び 24 年度以降に実施する高等学校の入学者選抜における学力検査については、新学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。その際、特例告示の内容にも十分留意すること。

★ 今回の「移行措置」では、特に算数・数学及び理科において現行課程に加え、新たな内容を追加(前倒し)して全ての児童生徒に指導することとしているため、その内容も入試(学力検査)の出題範囲となり得ることを示している。

★ 小学校の外国語(英語)活動について文科省は、「数値による評価は馴染まず、教科として位置づけない」(中教審答申:20 年 1 月)とされていることから、中学校入学者選抜(私立等)に外国語(英語)活動を課すのは“**適当ではない**”との見解を示している。

したがって、「完全実施」(23 年度から 5・6 年生でそれぞれ週 1 コマ必修)以降の入学者選抜においても、“**小学英語は原則として入試の対象外**”とされる。

ただ、“ペーパーテスト”は行わなくても、“面接”や“口頭試問”等で「英語活動の成果をみる」(評価する)ようなことは考えられる。この点についても文科省は、評価方法が筆記から面接や口頭に替わっただけで、評価することに変わりなく、**適当ではない**としている。

★ 入学者選抜における出題教科・科目やその出題範囲については、選抜を行う学校や設置者等が判断するものであり、それぞれの学校や設置者等が出題範囲を適切に判断のうえ、学力検査を実施することになる。

◎ 「移行措置」期間中の中学・高校入試の出題範囲のイメージ

1. 中学入試(「移行措置」期間：21・22年度)

① 22年度入試：受験者＝21年度「小6生」＜現行指導要領＋21年度「移行措置」学習＞  
(21年度実施)

② 23年度入試：受験者＝22年度「小6生」  
(22年度実施)

現行指導要領＋21年度「移行措置」学習(小5生)  
現行指導要領＋22年度「移行措置」学習(小6生)

\* 24年度入試以降(23年度以降の実施)：新学習指導要領からの出題

2. 高校入試(「移行措置」期間：21・22・23年度)

① 22年度入試：受験者＝21年度「中3生」＜現行指導要領＋21年度「移行措置」学習＞  
(21年度実施)

② 23年度入試：受験者＝22年度「中3生」  
(22年度実施)

現行指導要領＋21年度「移行措置」学習(中2生)  
現行指導要領＋22年度「移行措置」学習(中3生)

③ 24年度入試：受験者＝23年度「中3生」  
(23年度実施)

現行指導要領＋21年度「移行措置」学習(中1生)  
現行指導要領＋22年度「移行措置」学習(中2生)  
現行指導要領＋23年度「移行措置」学習(中3生)

\* 25年度入試以降(24年度以降の実施)：新学習指導要領からの出題

注) 複数学年をまとめて提示されている教科の「移行措置」については、学習年度(学年)を確認のうえ、出題範囲を設定することになる。

● 中学・高校「移行措置」入試&新課程入試の流れ(イメージ)

